

第2号議案

特定生産緑地の指定について

犬山市都市計画課

第2号議案「特定生産緑地の指定について」

1. 特定生産緑地制度の概要

平成28年に国が作成した「都市農業振興基本計画」において、都市農地の位置付けは、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく転換されました。これを受け、平成29年に生産緑地法の一部が改正され、農地を計画的に保全するための制度の一つとして、特定生産緑地制度が創設されました。

2. 特定生産緑地制度とは

平成4年12月の決定から30年の経過が近く到来する生産緑地について、市町村長が所有者の意向を基に農地等利害関係人の同意を得て、特定生産緑地として指定することにより、買取り申出が可能となる期日を10年間延長する制度です。以降、10年毎に更新が可能となります。これにより、決定から30年経過後も引き続き生産緑地が保全され、良好な都市環境の形成が図られることが期待されます。

特定生産緑地に 指定する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○耕作義務あり ○買取り申出原則不可 ○税制優遇あり 固定資産税等は農地評価・農地課税 相続税の納税猶予制度が適用
特定生産緑地に 指定しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ○耕作義務あり ○申出基準日以降、買取申出がいつでも可能 ○税制優遇縮小 固定資産税等は段階的に宅地並み課税まで引き上げ 相続税の納税猶予制度は現世代（終身営農）まで

3. 特定生産緑地の指定申請の受付について

- 令和元年7～8月 特定生産緑地制度に関する説明会
- 令和元年 12月 生産緑地の申出基準日到来のお知らせ等の送付
- 令和2年 1月～ 指定申請等の受付開始

	受付期間	指定公示日	申出基準日
第1回	令和2年1月～6月	令和2年12月28日 令和3年 1月26日	令和4年12月4日
第2回	令和3年4月～6月	令和3年12月21日	
第3回	令和4年3月～5月	令和4年11月中	

4. 第3回（令和4年3月～5月まで）の件数

令和4年12月に申出基準日が到来する生産緑地の所有者 199名（R4.9月末時点）

	第3回 (R4.3～5月)	第2回 (R3.4～6月)	第1回 (R2.1～6月)	計
特定生産緑地 指定（全部）	37名	23名	98名	158名
特定生産緑地 指定（一部）	5名	1名	4名	10名
特定生産緑地 に指定しない	15名	7名	9名	31名
計	57名	31名	111名	199名

※第1回、第2回は制限解除済みを除く

5. 令和4年度特定生産緑地の指定案

令和4年12月に申出基準日が到来する生産緑地 約16.5ha

	面積	備考
令和2年12月28日公示	約 9.2ha	第1回申請分の指定
令和3年1月26日公示	約 0.1ha	第1回申請分の指定
〃	△約 0.05ha	行為の制限解除による指定解除
令和3年6月30日公示	△約 0.05ha	行為の制限解除による指定解除
令和3年12月21日公示	約 2.0ha	第2回申請分の指定
令和4年6月20日公示	△約 0.1ha	指定の取消願による指定解除
令和4年9月29日公示	△約 0.1ha	行為の制限解除による指定解除
令和4年11月公示予定	約 2.5ha	第3回申請分の指定
計	約 13.5ha	

6. 令和4年度特定生産緑地の指定までのスケジュール

令和4年	3月～5月	申請書等の受付
	3月～7月	指定申請箇所の現地確認及び適合審査
	8月	農地等利害関係人（税務署）の同意取得
	10月	犬山市都市計画審議会での意見聴取
	11月	特定生産緑地の指定の公示、特定生産緑地指定通知書の送付
	12月4日	申出基準日（特定生産緑地の効力が発生）